

【機密性 1】

公立大学法人大阪eduroamサービス利用要項

令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 この要項は、公立大学法人大阪 ICT 推進の基本方針に関する規程第8条に基づき、国際学術無線 LAN ローミング基盤サービス (eduroam) に加入し、公立大学法人大阪 (以下「法人」という。) が提供する eduroam サービス (以下「本サービス」という。) の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者の資格)

第2条 本サービスを利用できる者 (以下「利用者」という。) は、次に掲げる者とする。

- (1) 公立大学法人大阪情報システム利用及び運用管理に関する要項第4条の規定に基づき、OMUID を付与された者。 (以下「法人利用者」という。)
- (2) 法人以外の eduroam 参加機関 (以下「他機関」という。) において、eduroam サービスに登録された者 (以下「他機関利用者」という。)

(適用範囲)

第3条 この要項は、次に掲げる場合に適用するものとする。

- (1) 法人利用者が、本サービスを利用する場合
- (2) 法人利用者が、他機関の eduroam サービス (以下「他機関サービス」という。) を利用する場合
- (3) 他機関利用者が、本サービスを利用する場合

(利用の条件)

第4条 利用者は、本サービスを利用するにあたり、この要項を遵守しなければならない。

- 2 法人利用者が他機関サービスを利用する場合、この要項に加え、他機関が定める関連規程等を遵守しなければならない。
- 3 他機関利用者は、本サービスを利用する場合において、操作等について、法人は一切のサポートを行わないものとする。

(禁止事項)

第5条 利用者は、本サービスの利用にあたり、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 法令及び法人の規程等に違反する行為
- (2) 私的、営利を目的として利用する行為
- (3) 他人の利用者情報を使い、本サービスを利用する行為及びそれを目的として第三者に自身の利用者情報を提供する行為
- (4) セキュリティ上脆弱な端末を接続し、本サービス及び他の利用者に影響を与える行為
- (5) 本サービスの構成を変え、又は設備を付加する行為
- (6) 公序良俗に違反又は他者の権利を侵害すると判断される行為

(利用の停止)

第6条 大阪公立大学情報基盤センター規程第5条に定める情報基盤センター長 (以下「大学情報基盤センター長」という。) は、以下のいずれかに該当する利用者を確認した場合、利用者に了解を得ることなく、直ちに当該利用者の利用を停止し又は制限することができる。

- (1) 前条に反すると思われる行為が確認できた場合

【機密性 1】

(2) その他、本サービスの運用に重大な支障を与える恐れがあると判断できる場合
(運用の停止及び廃止)

第7条 大学情報基盤センター長が本サービスの保守点検、その他管理運営上必要と認めるときは、本サービスの全部又は一部を停止することができる。

2 法人は、利用者に対し原則1か月前までに通知を行うことにより、本サービスの運用を終了することができる。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、本サービスの利用に関し必要な事項は、大学情報基盤センター長が別に定める。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年7月1日から施行する。